

大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和3年4月2日（金）

11時30分～

場所：市役所5階特別会議室

次 第

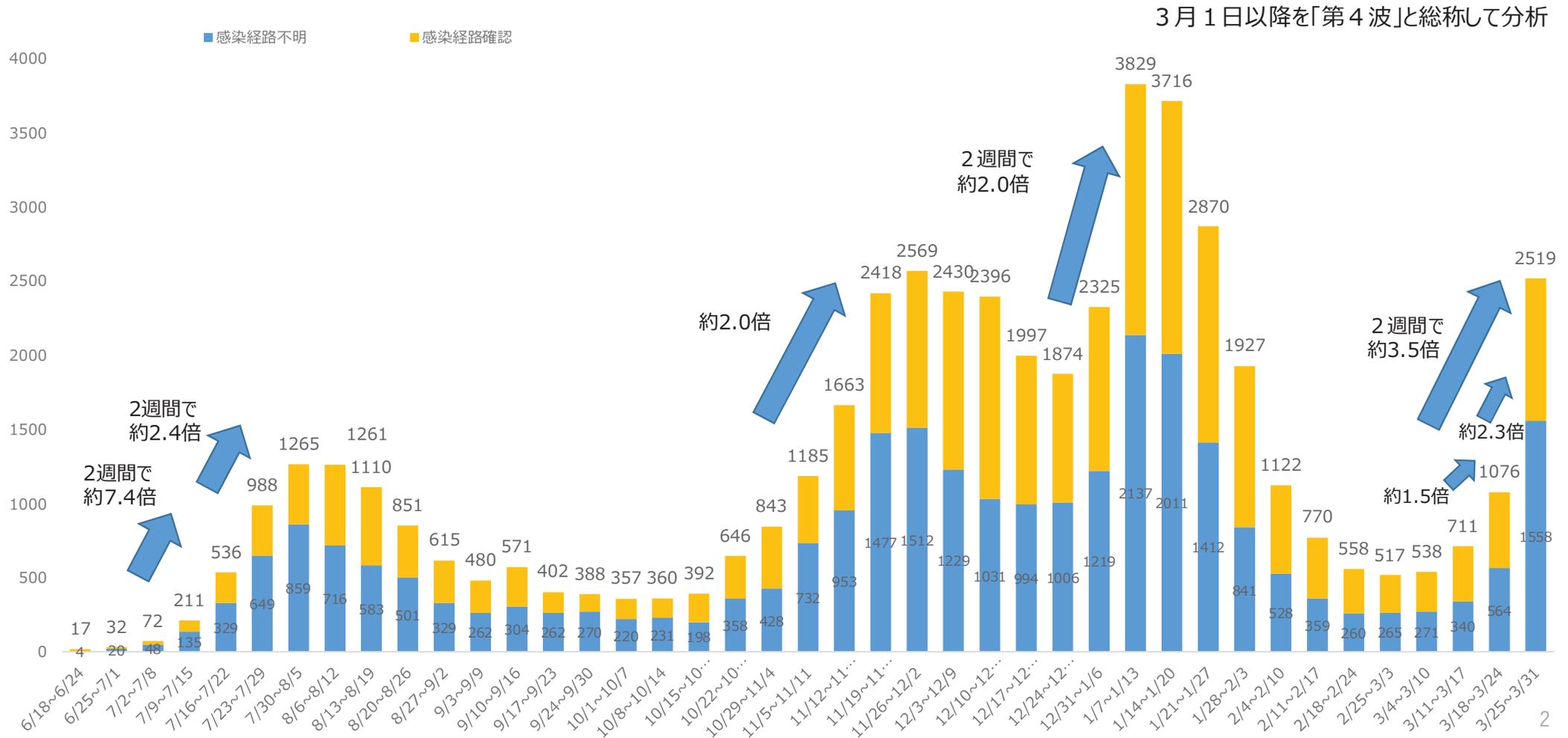
議 題

(1) まん延防止等重点措置について

(2) その他

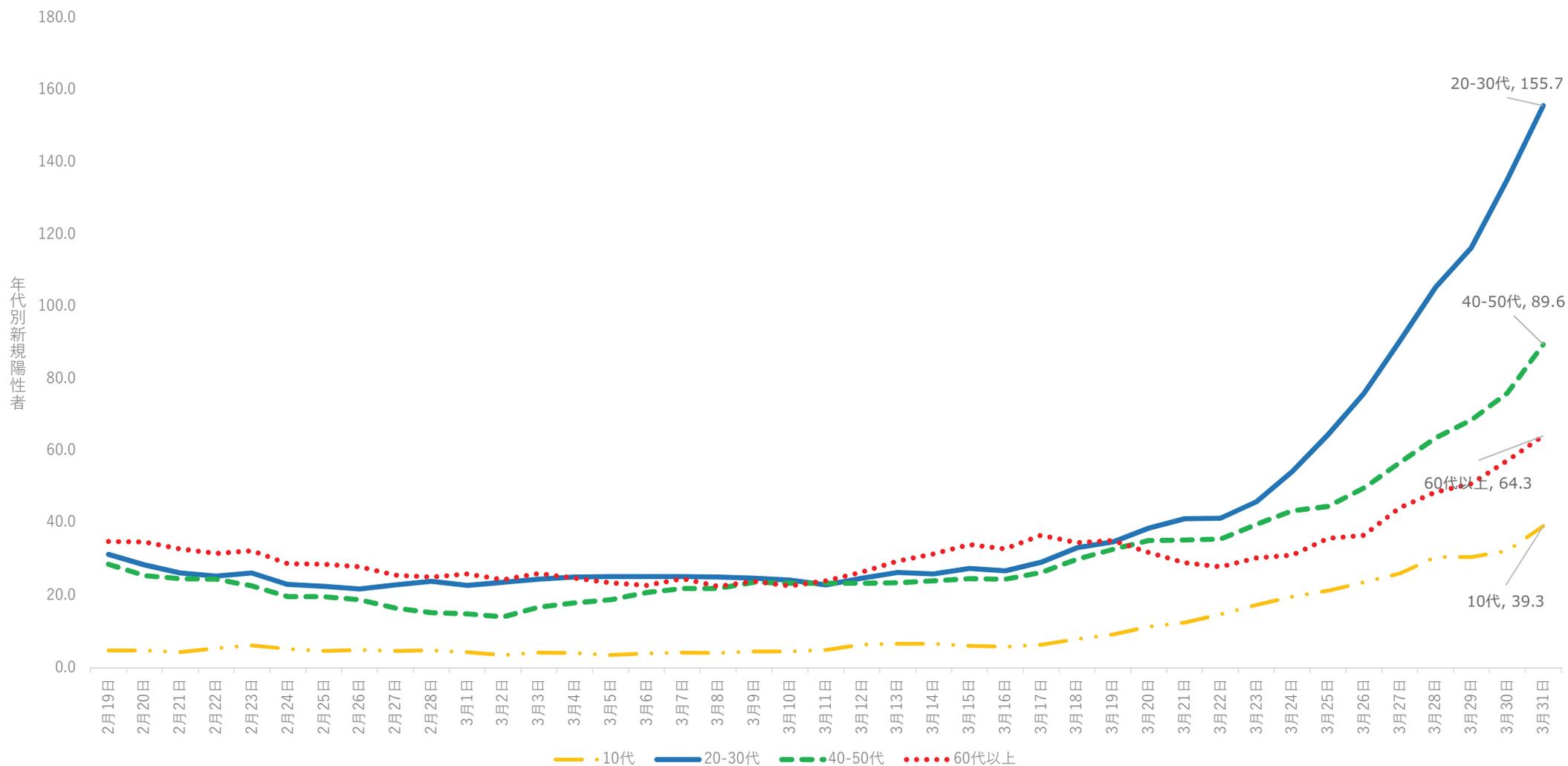
7日間毎の新規陽性者数

第4波は、直近2週間で約3.5倍増加し、第三波を大きく上回る速度で感染が急拡大している。
(直近1週間の新規陽性者数一日平均約360名)



年代別新規陽性者数（7日間移動平均）の推移（日別）

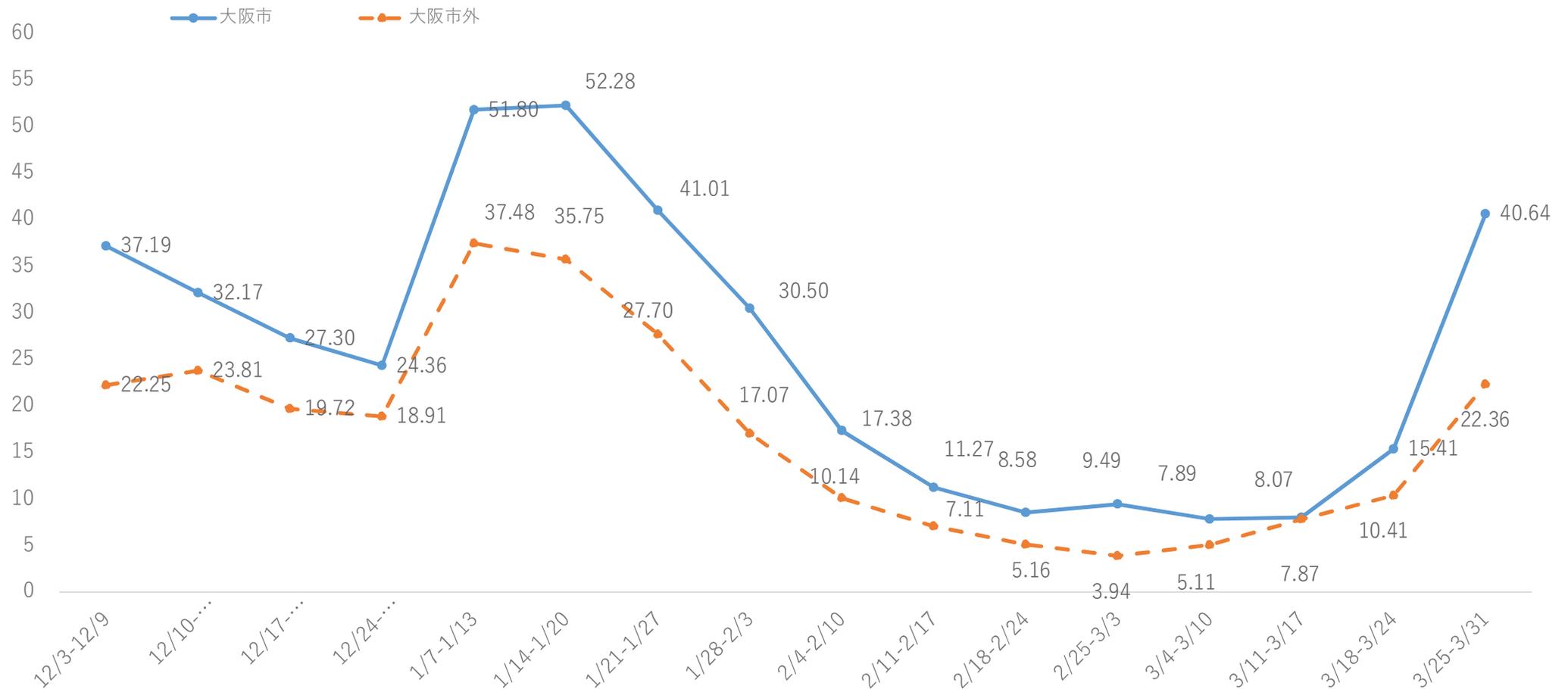
20・30代新規陽性者数が急増し、60代以上も3月23日以降拡大に転じている。



大阪市・市外の陽性者比較（人口10万人あたり 1週間単位）

※市内外は居住地による
※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

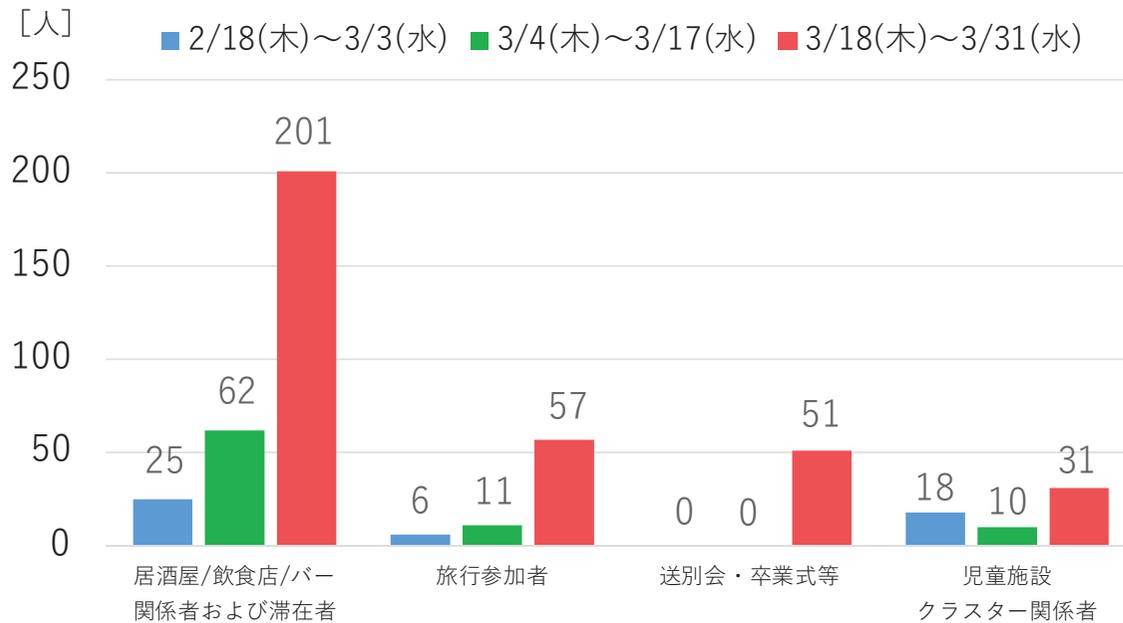
大阪市内居住者は直近1週間で約3倍に、市外居住者は約2倍に急増している。



感染状況の特徴

- ◆夜の街関連のうち、居酒屋・飲食店・バーの関係者及び滞在者における感染が増加。
- ◆総数は少ないが、旅行参加歴がある感染者も増加傾向。 ※店の種別は、本人からの聞き取り情報による
- ◆3月後半には、年中行事である送別会や卒業式に参加したエピソードをもつ陽性者が発生。
- ◆児童施設におけるクラスターが発生し、児童の家族へ感染拡大。

● 状況別の陽性者



※店の種別は、本人からの聞き取り情報による

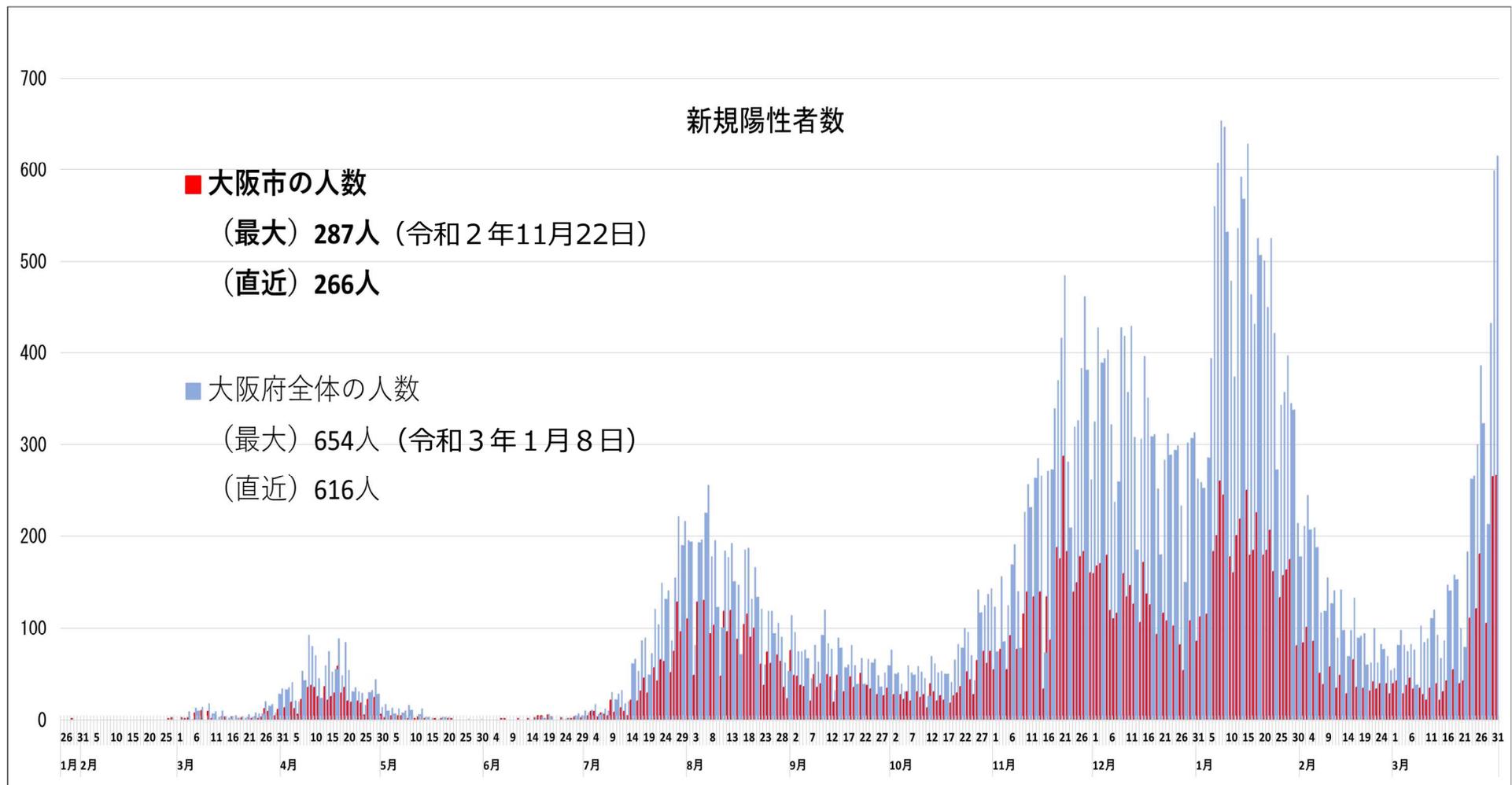
● 感染に関するエピソード

	感染に関するエピソード	リスク要因のキーワード ※聞き取りの状況から推定されたもの (感染源として確定されたものではない)
夜街	<ul style="list-style-type: none"> 常連客のみに限定して開店 カラオケ設備のある飲食店 	<ul style="list-style-type: none"> 換気不十分 飲食をしながらの会話 長時間の発話
会食	<ul style="list-style-type: none"> 親しい人同士で会食(10人程度) 個室を貸切で利用 	<ul style="list-style-type: none"> 換気不十分 飲食をしながらの会話 マスク不着用
送別会 卒業式	<ul style="list-style-type: none"> 職場やサークルにおける送別会の開催 卒業式後の飲み会 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食をしながらの会話 多人数での集まり 長時間の発話
旅行	<ul style="list-style-type: none"> 卒業旅行 出張 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域をまたいだ移動
児童施設	<ul style="list-style-type: none"> 複数の施設に勤務する職員 職員から児童、児童から児童の家族へ感染拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 接触者の増加 世代を超えた感染拡大

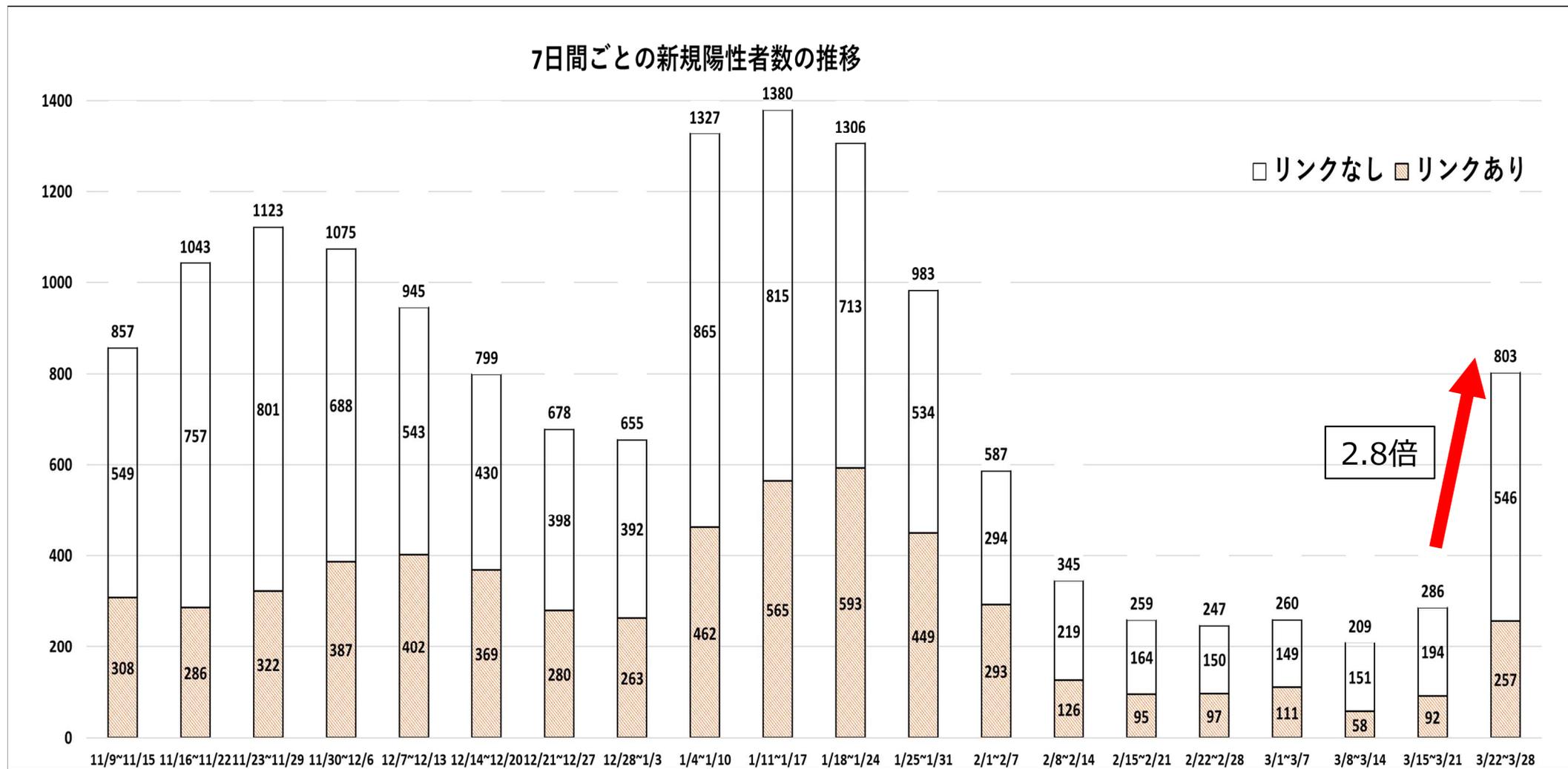
新規陽性者数の推移（4月1日時点）

大阪市内発生状況

（直近7日間）	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
大阪市	121	180	158	105	174	264	266
府全体	300	386	323	213	432	599	616

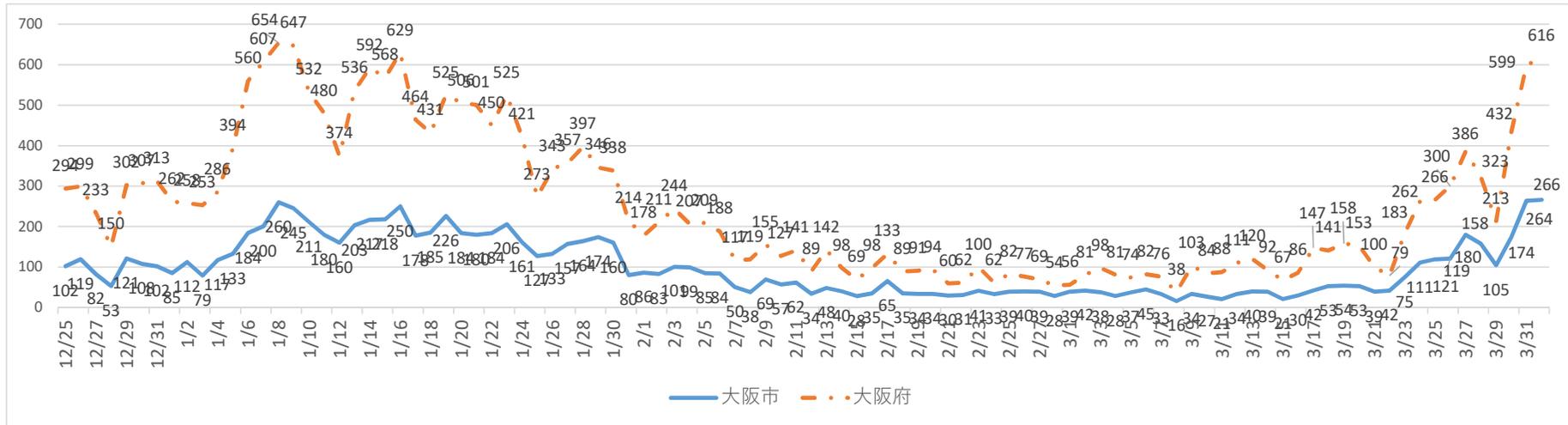


大阪市内の7日間ごとの新規陽性者数の推移（3月28日時点）

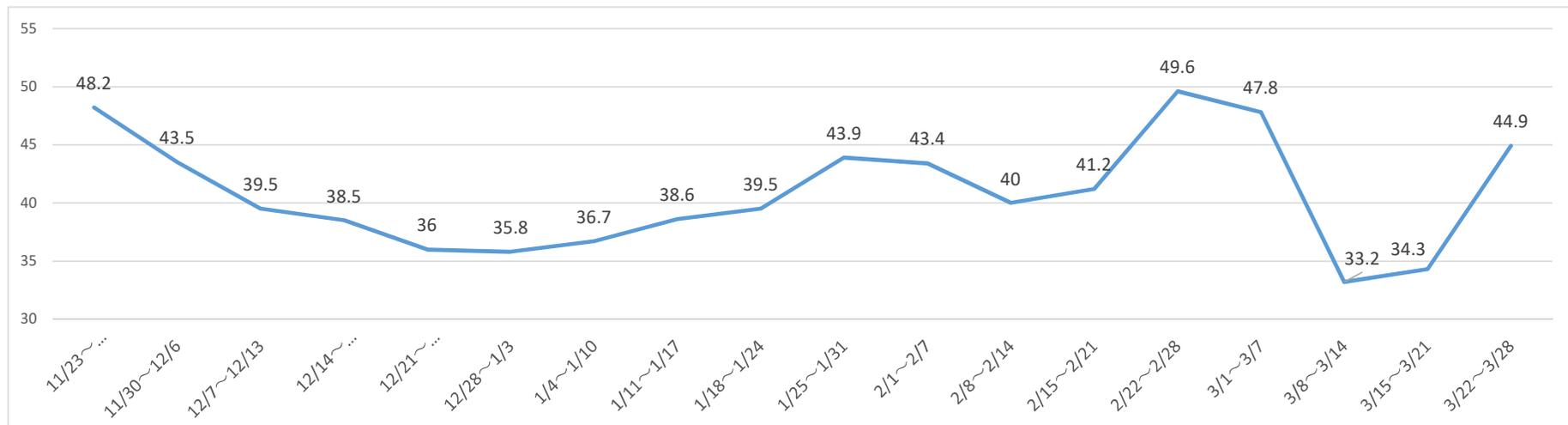


発生状況について

1. 新規陽性者の推移(人)



2. 新規陽性者における大阪府に占める大阪市の割合(%)



● 病床等の確保状況について（大阪モデルモニタリング指標）

(1) 患者受入重症病床使用率

	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1
①確保病床数	222	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224
②患者数	61	54	54	56	55	59	61	59	61	61	63	70	71	83	90	92	96
③病床使用率（%）患者数／確保病床数	27.5%	24.1%	24.1%	25.0%	24.6%	26.3%	27.2%	26.3%	27.2%	27.2%	28.1%	31.3%	31.7%	37.1%	40.2%	41.1%	42.9%

4/1現在 重症患者数÷実運用病床数 61.5% (96/156) ※

※うち、大阪コロナ重症センター（11人／13床）

(2) 患者受入軽症中等症病床使用率

	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1
①確保病床数	1761	1765	1765	1765	1765	1765	1765	1765	1766	1766	1766	1766	1766	1766	1766	1766	1766
②患者数	435	468	474	500	494	528	556	524	562	566	640	629	673	697	682	745	751
③病床使用率（%）患者数／確保病床数	24.7%	26.5%	26.9%	28.3%	28.0%	29.9%	31.5%	29.7%	31.8%	32.0%	36.2%	35.6%	38.1%	39.5%	38.6%	42.2%	42.5%

4/1現在 軽症中等症患者数÷実運用病床数 53.0% (751/1417)

【参考】大阪府立十三市民病院の病床使用率

	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2
①確保病床数	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
②患者数	20	21	19	19	20	23	26	27	25	29	31	32	33	36	33	34	35	37
③病床使用率（%）患者数／確保病床数	28.6%	30.0%	27.1%	27.1%	28.6%	32.9%	37.1%	38.6%	35.7%	41.4%	44.3%	45.7%	47.1%	51.4%	47.1%	48.6%	50.0%	52.9%

(3) 患者受入宿泊療養施設部屋数使用率

	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1
①確保部屋数	2416	2416	2416	2416	2416	2416	2416	2416	2416	2416	2416	2416	2416	2416	2416	2416	2416
②療養者数	223	219	238	259	300	311	315	292	296	343	379	458	534	619	653	683	769
③部屋数使用率（%）療養者数／確保部屋数	9.2%	9.1%	9.9%	10.7%	12.4%	12.9%	13.0%	12.1%	12.3%	14.2%	15.7%	19.0%	22.1%	25.6%	27.0%	28.3%	31.8%

4/1現在 宿泊療養者数÷実運用部屋数 45.6% (769/1688)

新型コロナ患者受入れ病床協力金（第3弾・第4弾）について

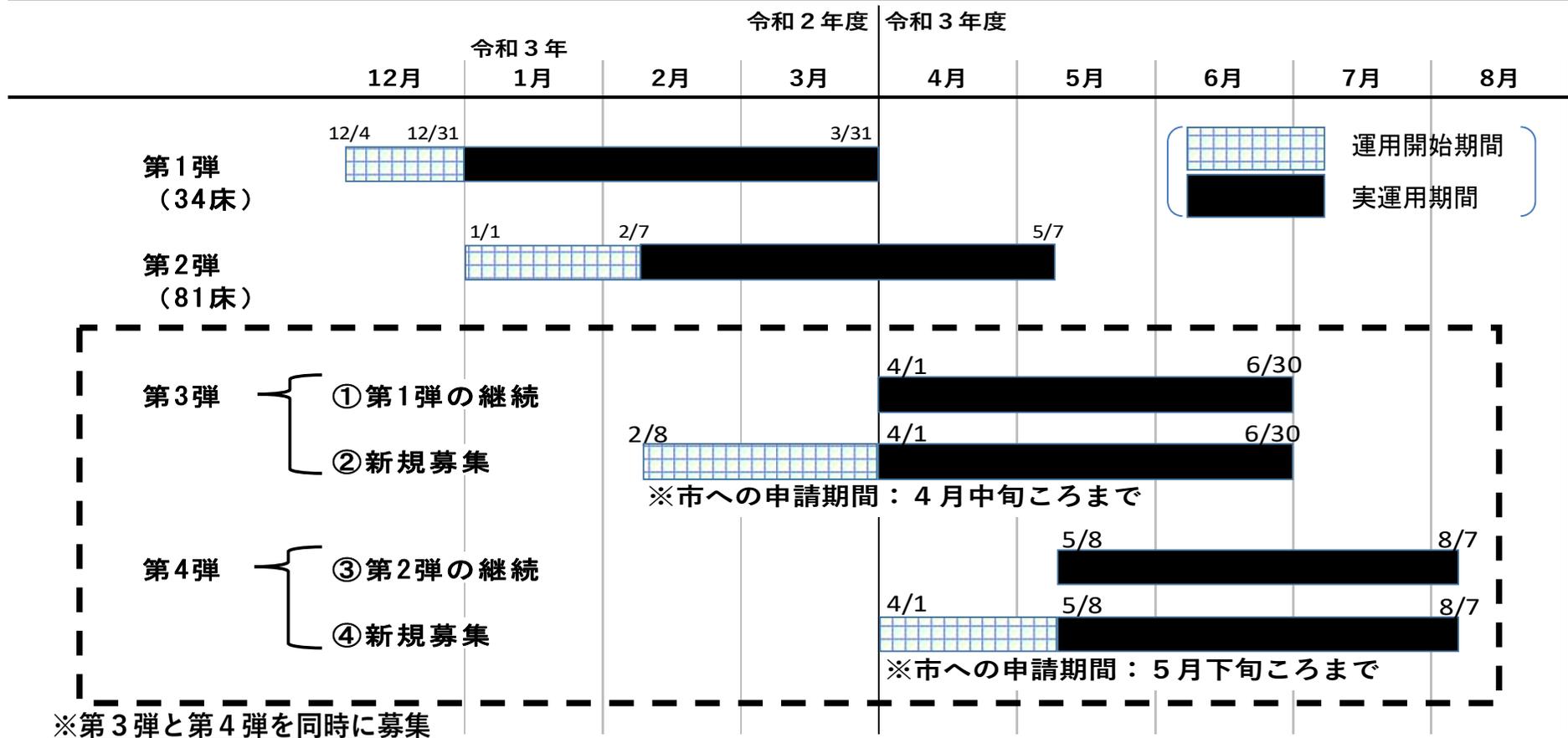
➤ 新型コロナ受入病床確保のため、大阪市内の病院に対し病床協力金制度を引き続き実施

対象病床

次の対象病床に対し、**1床あたり 1,000万円**の協力金を支給（下図を参照）

【第3弾】 第1弾協力金対象病床の継続運用及び、新規募集⇒運用期間は令和3年6月30日まで

【第4弾】 第2弾協力金対象病床の継続運用及び、新規募集⇒運用期間は令和3年8月7日まで



大阪市・新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応状況

1. 現在の対応状況

〈検査〉

- ・厚生労働省から変異株PCR検査の実施について要請
令和3年2月22日以降：全陽性者数の約5～10%の検体（週）を目処
同 年3月24日以降：全陽性者数の約40%の検体（週）を目処
- ・検査機関等に検査を委託（SRL社及びBML社へは国立感染症研究所から委託）

【令和3年2月15日以降の検査の状況（令和3年4月1日現在）】

- ・全陽性者数2,873人、変異株PCR検査数342件（検査率11.9%）
- ・変異株PCR検査陽性:159例
うち遺伝子解析による確定例: 16例（いずれも英国型）
- ・年代別内訳：10歳未満17人、10代22人、20代40人、30代24人、40代24人、50代9人、
60代12人、70代5人、80代4人、90代2人
- ・全陽性者に対する変異株陽性率は5.5%（159/2,873）

〈疫学調査〉

- ・ 変異株陽性患者に対しては、別途、海外渡航歴や国内移動歴等を聞き取り

〈療養〉

- ・ 原則入院。患者の症状が落ち着いていれば、宿泊療養や自宅療養として対応
- ・ 変異株陽性患者及び疑いのある患者の療養解除については、検査で2回の陰性確認を実施
- ・ 令和3年3月31日より、変異株対応（陰性確認検査）が可能な宿泊施設を運用

2. 変異株対応に伴う保健所の逼迫状況

新規感染者数が第3波を超えつつある状況（直近1週間平均181人）の中で、変異株の特別対応により繁忙になっている。

〈検査〉

- ・ 通常の見査調整等の対応に加え、変異株検査の調整が必要となっている上、3月24日以降は全陽性者数の約40%の検体（週）を目処とされたことから、業務量が増加。

〈濃厚接触者への対応〉

- ・変異株であることが判明すると、当該感染者の濃厚接触者が陽性かどうか調査し、陽性者がいればウイルス株を確保するとともにスクリーニング検査を実施する必要がある。
- ・仮にこのスクリーニング検査で変異株陽性が判明すれば、さらにその濃厚接触者を特定し検査を実施することになり、業務量が増加する。

〈療養〉

- ・変異株の療養解除基準として2回連続の陰性確認が必要であり、自宅療養者については、各区保健福祉センター或いは保健所が自宅まで伺い検体を採取し検査機関に搬送しており、2回連続で陰性が確認されるまでこれを続ける必要がある。
- ・宿泊療養中に変異株と判明することが多く、変異株専用のホテルに移送する必要があるが出てくる。

3. 繁忙状況解消に向けた動き

○濃厚接触者への対応

- ・保健所長の判断により変異株PCR検査を省略し、変異株陽性者として対応

○変異株患者の療養解除基準の緩和

- ・陰性確認検査を伴わない療養解除基準の整備の国による検討

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 4月5日～5月5日
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ

- **4人以下※1でのマスク会食※2の徹底**（特措法第31条の6第2項）
- **少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること**（特措法第31条の6第2項）
- **営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと**
（特措法第24条第9項、第31条の6第2項）
- **歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること**（特措法第24条第9項）
- **大阪市内における不要不急の外出・移動は自粛すること**（特措法第24条第9項）
- **大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること**（特措法第24条第9項）

※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

● イベントの開催について (特措法第24条第9項に基づく) ※府主催 (共催) のイベントを含む

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
- イベント開催の要件は以下のとおり (適切な感染防止策が講じられることが前提)

期間	収容率		人数上限
4月5日 ～5月5日	<u>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</u> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの (※2)	<u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、 公営競技、公演、ライブハウス・ナイト クラブでのイベント 等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※1) 以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

●施設について（大阪市内）※府有施設を含む

期間		4月5日～5月5日
実施内容	対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
	要請内容	<p><u>（特措法第31条の6第1項に基づくもの）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮（5時～20時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～19時00分まで ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） <p><u>（特措法第24条第9項に基づくもの）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

【協力依頼（大阪市内）】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・ 催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。 ・ 入場者の整理誘導等を行うこと。
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・ 入場者の整理誘導等を行うこと。
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

● 施設について（大阪市外） ※府有施設を含む

期間		4月5日～5月5日
実施内容	対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
	要請内容	<p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮（5時～21時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分まで ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） ○CO₂センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

● 上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

< 経済界 > へのお願い

- 従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること
 - 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
 - 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること
 - 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること
- 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

< 大学等 > へのお願い

- 学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること
- 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
- 年度当初に行われる行事（入学式等）は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

まん延防止等重点措置コールセンターの設置

特措法に基づく営業時間短縮要請や「感染防止宣言ステッカー」にかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名 称：まん延防止等重点措置コールセンター

設置時期：令和3年4月5日

開設時間：平日9時30分～17時30分

※ただし、4/2（金）は開設（9時30分～17時30分）

受付電話番号：06-4397-3268

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針】

(令和2年3月28日(令和3年4月1日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、**原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行うこと。**

【見回り調査(案)】

4/5～5/5 「見回り隊」により、飲食店ごとに見回り調査を実施し、次の項目を確認。
確認の結果、遵守できていない場合は、是正を依頼。

- ・「アクリル板等の設置」
- ・「CO2センサーの設置(換気の徹底)」
- ・「消毒液の設置(手指消毒の徹底)」
- ・「マスク会食の徹底」等

⇒ 今後、大阪市内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行う。